

1 趣旨

令和2年7月豪雨による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月25日
平成28年熊本地震	平成28年4月22日
平成30年7月豪雨	平成30年7月13日
平成30年北海道胆振東部地震 ^{いぶり}	平成30年9月14日
令和元年台風第19号	令和元年10月18日

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第4条関係)

令和2年7月豪雨に係る寄附のために行われる現金送金(送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。)については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例(規則第6条関係)

令和2年7月豪雨で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受けられる方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

1 人的被害の概要（7月9日午前6時30分現在）

死者等 65人(静岡1、愛媛1、福岡2、佐賀1、熊本59、大分1)
行方不明者等 17人(富山1、熊本8、愛媛1、大分6、鹿児島1)

2 政府の体制

- 7月4日午前4時50分、官邸連絡室を設置
- 同日午前7時15分、官邸対策室を設置
- 7月5日午前10時00分、非常災害対策本部を設置

3 警察の体制

- 7月4日午前4時50分、警備第二課長を長とする災害警備連絡室を設置
- 同日午前7時15分、警備局長を長とする災害警備本部を設置
- 7月5日午前10時00分、次長を長とする非常災害警備本部を設置
- 被災県等の9県警察において災害警備本部を設置（計約11,000人体制）

4 警察活動

(1) 救出救助活動

- 22府県（埼玉、新潟、富山、福井、山梨、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島）から延べ1,900人の警察災害派遣隊を熊本に派遣
- 浸水地域においてヘリ、水陸両用車、ボートを活用するなどし、306人を救助

(2) 航空警察活動

- 熊本県、長野県、岐阜県等において計16機の警察ヘリを集中運用
- 被災者のホイスト救助、ヘリテレによる情報収集、部隊の輸送等

(3) 被災地の安全安心の確保

避難所や住民が避難した地域での警戒活動を強化

(4) 交通対策

被災地において、高速道路の通行止め（3路線3区間。最大時21路線28区間）、一般道路（国道・県道）の通行止め（32道府県566路線。最大時33道府県822路線）、信号機の滅灯（累計14府県150基が滅灯・倒壊したが復旧）等の状況。被災県警察や広域緊急援助隊（交通部隊）が、信号機が滅灯した交差点等における交通整理や交通渋滞対策を実施

5 被災者の権利利益の満了日の延長措置を指定する国家公安委員会告示 運転免許証の有効期間等を延長することを告示予定